

ID: 158

担当部署: 総務部 参事(風連地区地域振興担当)

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市風連福祉会館条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第113号		
<p>【根拠条文】 (使用料等)</p> <p>第6条 使用料及び暖房料は、別表に定める額とする。ただし、使用料及び暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 利用者は、前項の規定による使用料及び暖房料をあらかじめ市長に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日